

# 福岡県公報

平成二十四年九月四日  
第三千四百二十六号  
増刊  
①

## 目次

### 訓令 (第十四号・第十五号)

○知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県防災会議の委員及び幹事の指名等に関する規程の一部を改正する訓令

(防災企画課) ……………一

○知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県石油コンビナート等防災本部の本部員及び幹事の指名等に関する規程の一部を改正する訓令

(防災企画課) ……………一

### 正誤

○再掲(平成二十四年八月十四日福岡県公報第三千四百二十号増刊①) 中正誤

……………二

## 訓令

### 福岡県訓令第十四号

本庁

知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県防災会議の委員及び幹事の指名等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年九月四日

福岡県知事 小川 洋

知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県防災会議の委員及び幹事の指名等に関する規程の一部を改正する訓令

知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県防災会議の委員及び幹事の指名等に関する規程(昭和四十二年六月福岡県訓令第十三号)の一部を次のように改正

する。

第一条中「防災対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)」を「災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)」に改める。

第二条に次の一項を加える。

2 前項に掲げる者のほか、知事が必要と認めるときは、他の職にある者を委員に任命することができる。

第三条第一項中「もつて」を「もつて」に改め、同項の表総務部の項中「総務部次長」の下に「防災危機管理局長」を加え、「消防防災課長」を削り、「農村整備課長」を「農村森林整備課長」に改め、同条第二項中「もの」を「者」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(委員及び幹事の特例)

2 当分の間、第二条第一項中「福祉労働部長」とあるのは「福祉労働部次長」と、第三条第一項中「福祉労働部次長」とあるのは「福祉総務課長」とする。

### 附則

この訓令は、公布の日から施行する。

### 福岡県訓令第十五号

本庁

知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県石油コンビナート等防災本部の本部員及び幹事の指名等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年九月四日

福岡県知事 小川 洋

知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県石油コンビナート等防災本部の本部員及び幹事の指名等に関する規程の一部を改正する訓令

知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県石油コンビナート等防災本部の本部員及び幹事の指名等に関する規程(昭和五十一年十二月福岡県訓令第十四号)の一部を次のように改正する。

正 誤

24・8・14	発行年月日
3420 増刊①	公報番号
再掲	種類
	同上番号
1	ページ
	上欄
○	下欄
4	行
	備考
教育委員会規則第十号。	正
教育委員会規則第十号●	誤

総務部	部名
防災危機管理局	局名
防災危機管理局長	職名

第二条に次の一項を加える。

2 前項に掲げる者のほか、知事が必要と認めるときは、他の職にある者を本部員に任命することがある。

第三条第一項中「もつて」を「もつて」に改め、同項の表総務部の項を次のように改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(委員の特例)

2 当分の間、第二条第一項中「福祉労働部長」とあるのは「福祉労働部次長」とする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。